

介護保険料の納め方

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金の額などによって2種類(特別徴収・普通徴収)に分けられます。

特別徴収

年金が18万円以上の人

⇒⇒⇒

年金から差し引かれます

年6回ある年金の定期支払いの際に、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

前年度から継続して特別徴収の場合、前年の所得が6月以降に確定するため、仮徴収と本徴収により保険料を納めます。

仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

前年の所得が確定するまでは、仮に算定された保険料を納めます。

確定した年額保険料から、仮徴収分として既に納めた分を差し引いた金額を、納期に分けて納めます。

★年金額が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります。

- ・年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- ・他の市町村から転入した場合
- ・保険料の所得段階が変更になった場合 など

普通徴収

年金が18万円未満の人

⇒⇒⇒

納付書や口座振替で納めます

村から送付される納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通して保険料を納めます。